

梅酒の製造に使用した梅（梅酒の梅）を原料とした加工食品に係る名称等の表示について

1 照会内容

梅酒の製造に使用した梅を調味液等に漬けた梅干様の商品の名称を「梅漬」や「梅干」と記載することは差し支えないか。

2 回答

「梅漬」や「梅干」等の名称を記載することは、適切ではありません。

- ・食品表示基準別表第3「農産物漬物」の定義の中に、「農産物を塩漬けし、干し、若しくは湯煮したもの若しくはこれらの処理をしていないもの・・・」と記載があり、本照会の事例はこの定義に該当しないため、商品の名称に「梅漬」や「梅干」等の記載は適切ではありません。
- ・農産物漬物（梅漬や梅干等）と紛らわしくならないように、「梅加工品」や、「酒漬けの梅塩漬け」、「梅酒漬けの梅塩漬け」等といった消費者が見て内容を理解できる名称を記載してください。

3 その他

原材料名の記載は、次の事項に留意し、記載してください。

梅酒の製造に使用した梅が中間加工原材料である場合、中間加工原材料の名称を消費者が見て内容を理解できる名称で表示し、その名称の次に括弧を付して、その原材料について原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示します。

【表示例】

原材料名：梅酒の梅（梅、酒、氷砂糖）、還元水飴、食塩／調味料（アミノ酸等）

4 食品表示に関するお問い合わせ先

記載内容で不明な点等ございましたら、県食品・生活衛生課または最寄りの保健所（支所）にご相談ください。